

○委員長(金子原二郎君) 小西洋之君。

○小西洋之君 私は、立憲民主党・民友会を代表して、ただいま議題となりました平成三十年度補正予算二案に対し、賛成の立場から討論を行います。

我々は被災地復旧のため早期の臨時会召集と補正予算の編成を求めてまいりましたが、結局、補正予算提出は十月下旬までずれ込みました。政府の怠慢に断固抗議いたします。

とはいえ、本補正予算は、甚大な被害を及ぼした各災害への対応や酷暑に対応する学校のエアコン設置、倒壊の危険性あるブロック塀対策への支出が大宗であることから、賛成はいたします。しかし、その執行に当たって以下の点を強く要求するものであります。

本補正予算による被災者救済は、なお不十分です。特に、被災者生活再建支援金については、我々野党が衆議院に提出した被災者生活再建支援法改正案を踏まえ、支援金の増額、国の補助率引上げを早急に実施するべきです。また、学校の安全確保対策は、本来なら犠牲者が出る前に対処すべきものであります。エアコンの設置も、地域格差の是正を果たすものでなければなりません。安心かつ適切な環境による子供たちの教育を受ける権利の確保のため、迅速かつ実効性ある対策を要求します。

このように遅きに失した補正予算編成に加え、安倍総理が内閣改造において資質に問題がある複数の閣僚を任命したことも看過できません。特に、片山地方創生担当大臣は、人権感覚を疑う

数々の発言、私設秘書絡みの疑惑などが相次いでおり、大臣たる資格を有しているとは到底考えられません。

また、麻生財務大臣は、森友学園への国有地処分に係る改ざん決裁文書を国会及び会計検査院に提出するという、憲法六十二条及び国会法百四条並びに同百五条に基づく本予算委員会による与党も一致しての国政調査権の発動をじゅうりんする暴挙を犯しながら、何事もなかったかのように留任されております。

もとより、同様の手口、すなわち昭和四十七年政府見解という決裁文書の改ざんの手口を用いて、安倍内閣は、最高法規、憲法九条の解釈変更を強行しています。近代立憲史上に例のない憲法破壊の暴挙を犯した総理が改憲を唱える資格など全くなく、さらには、安倍総理の唱える自衛隊明記の改憲は、この解釈変更の虚偽で再度国民を欺く史上空前の法の支配、立憲主義の破壊であります。

民主制の敵、安倍政権の一刻も早い打倒と、被災者を始め国民一人一人に寄り添う政治を取り戻す決意を申し上げ、討論を終わります。(拍手)